

漁業種類分類（神奈川県）

全国漁業種類名		漁業制度区分	内 容 説 明		地方名称
底 び き 網	遠洋底びき網	大臣許可漁業	北緯 10 度 20 秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数 15 トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯 25 度 17 秒以北の東経 152 度 59 分 46 秒の線 □ 北緯 25 度 17 秒東経 152 度 59 分 46 秒の点から北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点に至る直線 ハ 北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点から北緯 25 度 15 秒東経 120 度 59 分 55 秒の点に至る直線 ニ 北緯 25 度 15 秒以南の東経 120 度 59 分 55 秒の線		
	以西底びき網	大臣許可漁業	北緯 10 度 20 秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域において総トン数 15 トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯 33 度 9 分 27 秒以北の東経 127 度 59 分 52 秒の線 □ 北緯 33 度 9 分 27 秒東経 127 度 59 分 52 秒の点から北緯 33 度 9 分 27 秒東経 128 度 29 分 52 秒の点に至る直線 ハ 北緯 33 度 9 分 27 秒東経 128 度 29 分 52 秒の点から北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線		
	一そうびき	大臣許可漁業	北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点から北緯 25 度	一そうびきで行うもの	
	二そうびき	大臣許可漁業	17 秒東経 152 度 59 分 46 秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイからハまでの線以东、東経 152 度 59 分 46 秒の線以西の太平洋の海域において、総トン数 15 トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）	二そうびきで行うもの	
	沖合底びき網				

全国漁業種類名			漁業制度区分	内 容 説 明		地方名称
底 び き 網 (つしき)	小 型 底 び き 網	縦 び き 1 種	知事許可漁業	総トン数15トン未 満の動力漁船によ り底びき網を使用 して行う漁業(法定 知事許可漁業)	小型機船底びき網漁 業 取 締 規 則 (昭 27.3.10 農令6)第1 条第1項第1号の手 操第1種漁業(網口開 口装置を有しない網 具を使用して行う手 繰漁業)及び第5号の その他の小型機船底 びき網漁業のうち網 口開口板を使用する もの	
		縦 び き そ の 他	知事許可漁業		前記取締規則第1条 第1項第2号の手操 第2種漁業(ビームを 有する網具を使用し て行う手操漁業)及び 第3号の手操第3種 漁業(桁(=けた))を 有する網具を使用し て行う手操漁業)	えさびき網、手繰 網、桁ひき網、歯 桁、打瀬、貝桁、 なまこ桁
		横びき	知事許可漁業	前記取締規則第1条第1項第4号の打瀬 漁業(法定知事許可漁業)		
船びき網			知事許可漁業	海底以外の中層又は表層をえい網する網 具(ひき回し網)を使用して行う漁業(瀬戸 内海において総トン数5トン以上使用は法 定知事許可漁業)		ひき回し網 さより機船、 船びき網
			知事許可業 漁業権漁業 自由漁業	停止した船(いかりで固定するほか、潮 舳、エンジンを使用して対地速度をほぼ ゼロにしたものを含む。)にひき寄せ る網具(ひき寄せ網)を使用して行 う漁業(瀬戸内海において総トン数5 トン以上使用は法定知事許可漁業)		ひき寄せ網 しらす船びき網、 船びき網
ま ま き 網	大 中 型 ま ま き 網	一そうま き遠洋か つお・ま ぐろ	大臣許可漁業	総トン数40トン (北海道恵山岬灯台 から青森県尻屋崎灯 台に至る直線の中心 点を通る正東の線以 南、同中心点から尻 屋崎灯台に至る直線 のうち同中心点から 同直線と	一そうまきでかつ お・まぐろ類をとる ことを目的として、 遠洋(太平洋中央海 区(東経179度59 分43秒以西の北緯 20度21秒の線、 北緯20度21秒以 北、北緯40度16 秒	大中まき網

全国漁業種類名		漁業制度区分	内 容 説 明		地方名称	
ま き 網 (つづき)	大 中 型 ま き 網 (つづき)	一 そうまき遠洋かつお・まぐろ(つづき)		青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線からなる線以東の太平洋にあっては総トン数 15 トン) 以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業(指定漁業)	以南の東経 179 度 59 分 43 秒の線、東経 179 度 59 分 43 秒以東の北緯 40 度 16 秒の線からなる線以南の太平洋の海域(南シナ海の海域を除く。))及びインド洋海区)で操業するもの	
		一 そうまき近海かつお・まぐろ	大臣許可漁業		一 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、前記以外の海域で操業するもの	
		一 そうまきその他	大臣許可漁業		一 そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの	
		二 そうまき	大臣許可漁業		二 そうまきで行うもの	
	中・小型まき網	知事許可漁業	指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有する漁具を使用して行う漁業(総トン数 5 ~ 40 トン漁船使用は法定知事許可漁業)		いわし中型まき網、小型まき網	
刺 網	さけ・ます流し網	大臣許可漁業(30 トン以上) 知事許可漁業(30 トン未満)	流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業(指定漁業・法定知事許可漁業)			
	かじき等流し網	大臣承認漁業 知事許可漁業 その他	総トン数 10 トン以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(届出漁業、知事許可漁業)等			
	その他の刺網	限定できない(知事許可漁業、大臣承認漁業、漁業権漁業等。)	流し網又は刺網を使用して行う漁業で前記以外のもの		〈知事許可漁業〉 三枚網、いわし流し網(小晒網)、カサシ網、ひらめ網、狩刺網 〈漁業権漁業〉 磯建網、藻建網、ひらめ網、間網、七目網、八作網、建網、えび網、くるまえび網	

全国漁業種類名	漁業制度区分	内 容 説 明	地方名称
さんま棒受網	大臣許可漁業（10トン以上） 知事許可漁業（10トン未満）	集魚灯でさんまを集め、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	さんま棒受網（10トン以上）
大型定置網	漁業権漁業	漁業法（昭24.12.15法第267）第6条第3項の漁具を定置して営む漁業であって、第1号の身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上であるもの（瀬戸内海（漁業法第109条第2項に該当する海面をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）	ぶり定置網（ぶり網、大謀網、冬網）、あじ・さば定置網、いわし定置網、猪口網、夏網、いわし落網、秋網、底層網、中層網
さけ定置網	漁業権漁業	前記の漁具を定置して営む漁業であって、第2号の北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	
小型定置網	知事許可漁業 漁業権漁業	定置網で前記以外のもの	〈知事許可漁業〉 猪口網、底建網、落網 〈漁業権漁業〉 落網、いか落網、猪口網、ます網、底建網
その他の網漁業	限定できない	網漁業で前記以外のもの	〈知事許可漁業〉 地びき網、 火光利用さば（たもすくい） 〈自由漁業〉 地びき網、 さより掬い網、けがす網（かわはぎ網）、けがち網、うまつら掬い網
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	大臣許可漁業 総トン数120トン（昭57.7.17以前に建造又は建造に着手された漁船については80トン、昭57.7.18以後に特定修繕を行った漁船については120トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめ（以下「まぐろ等」という。）をとることを目的とする漁業（指定漁業）	まぐろ縄、大縄
	近海まぐろはえ縄	大臣許可漁業 総トン数10トン以上120トン（前記「遠洋まぐろはえ縄」のかっこ書きに同じ。ただし、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船のうち、承認漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業の「沿岸まぐろはえ縄漁業」を除く。）未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ等をとることを目的とする漁業（指定漁業）	

全国漁業種類名		漁業制度区分	内 容 説 明	地方名称
はえ縄(ひき縄)	沿岸まぐろ はえ縄	その他	浮きはえ縄を使用して、まぐろ等をとることを目的とする漁業で前記以外のもの	まぐろはえ縄、まぐろ縄
	その他の はえ縄	知事許可漁業 大臣承認漁業 自由漁業	はえ縄を使用して行う前記以外の漁業	〈知事許可漁業〉 底たてはえ縄 〈自由漁業〉 のべ縄、だぼ縄、 たい縄、めだい 縄、かさご縄、あ またい縄、綱ひ 縄、〇〇縄
釣	遠洋かつお 一本釣	大臣許可漁業	総トン数120トン(前記遠洋まぐろはえ縄のかっこ書きに同じ。)以上の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(指定漁業)	
	近海かつお 一本釣	大臣許可漁業	総トン数10トン以上120トン(前記遠洋まぐろはえ縄のかっこ書きに同じ。ただし、10トン以上20トン未満の動力漁船については、我が国の200海里外で操業するもののみ。)未満の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(指定漁業)	かつお釣
	沿岸かつお 一本釣	知事許可漁業 又は自由漁業	はえ縄又はひき縄以外の釣具により、かつお、まぐろ又はそうだがつおをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	そうだ釣、う ずわ釣
	遠洋いか釣	大臣許可漁業	総トン数185トン以上の動力漁船により、釣具を使用していかをとることを目的とする漁業(指定漁業)(ただし、北緯20度の線以北、東経170度の線以西の太平洋の海域(ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を含む。)において、釣具を使用していかをとることを目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う漁業は「近海いか釣」に含める。)	〈大臣許可漁業〉 中型いか釣、大型 いか釣(30トン 以上) 〈自由漁業〉 いか釣(30トン 未満)
	近海いか釣	大臣許可漁業	総トン数30トン以上185トン未満の動力漁船により、釣具を使用していかをとることを目的とする漁業(指定漁業)	
	沿岸いか釣	知事許可漁業(5~ 30トン未満) 自由漁業(5トン未 満)	ひき縄以外の釣具により、いかをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	
	さば釣	知事許可漁業 又は自由漁業	釣具により、さばをとることを目的とする漁業	さばはね釣、 さばびし釣、 さばはいから 釣
	ひき縄釣	自由漁業	ひき縄を使用して行う漁業(かつお、まぐろ又はそうだがつおを主たる目的とするものを含む。)	曳縄釣(ひっ ぱり、曳縄 釣、流釣)

全国漁業種類名		漁業制度区分	内 容 説 明	地方名称
釣 (ついき)	その他の釣	限定できない (知事許可漁業、漁業権漁業等)	釣漁業で前記以外のもの	〈自由漁業〉 立縄釣(きんめ釣、めだい釣、むつ釣、きんめ樽流し、めだい樽流し、はいから釣、がらから釣)、釣(手釣、竿釣、てんてん釣、てんや釣、釣)
	小型捕鯨	大臣許可漁業	動力漁船により、もりづつを使用してみんくくじら又は歯くじら(まっこうくじらを除く。)をとる漁業(指定漁業)	
	潜水器漁業	知事許可漁業	潜水器を使用して行う漁業	潜水器
採貝・採藻	漁業権漁業が主体	採貝	小型底びき網、潜水器漁業等以外の、貝をとることを目的とする漁業	腰まき、貝まき、大まき、みづき、もぐり、磯どり、ばい籠
		採藻	潜水器漁業等以外の、海藻をとることを目的とする漁業	みづき、もぐり、磯どり、かじめ切り、〇〇どり
その他の漁業		限定できない (大臣許可漁業、知事許可漁業、漁業権漁業、自由漁業、その他)	前記以外のすべての漁業 ○ 針に引っかけてとるもの 文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり ○ 捕鯨以外の、ほこ、もり等で突き刺してとるもの 突きん棒、貝を除く見突き ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの たこかぎ、うなぎ鎌 ○ 採藻以外の、はさんだり、ねじったりしてとるもの うなぎはさみ ○ えり漁業 すだて、羽瀬 ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの(採貝を除く。) たこつぼ、かにかご、あなご筒 ○ 木竹わら等を海中に敷設してとるもの 柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ(釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。)	〈漁業権漁業〉 たこつぼ(たこがめ、つぼ)、みづき(ほうちょう) 〈自由漁業〉 突棒(つきん棒、もり突き)、あなご筒、あなご籠、うなぎ筒、どかん釣、ほさ縄、かに籠、ひっかけ、裸もぐり、えび籠、たこ籠
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	漁業権漁業	主としてぎんざけを養殖するもの
		ぶり類養殖	漁業権漁業	主としてぶり類を養殖するもの

全国漁業種類名		漁業制度区分	内 容 説 明	地方名称	
海面養殖(種苗養殖を含む)	魚類養殖(こじき)	まひ 養 殖	漁業権漁業	主としてまだいを養殖するもの	
		ひ ら め 養 殖	漁業権漁業 自由漁業	主としてひらめを養殖するもの	
		そ の 他 の 魚 類 養 殖	漁業権漁業	主として前記以外の魚類を養殖するもの	
(こじき)		ほ た て が い 養 殖	漁業権漁業	主としてほたてがいを養殖するもの	
		か き 類 養 殖	漁業権漁業	主としてかき類を養殖するもの	
		そ の 他 の 貝 類 養 殖	漁業権漁業	主として前記以外の貝類を養殖するもの	
		く る ま え び 養 殖	漁業権漁業	主としてくるまえびを養殖するもの	
		ほ や 類 養 殖	漁業権漁業	主としてほや類を養殖するもの	
		そ の 他 の 水 産 動 物 類 養 殖	漁業権漁業	主として前記以外の水産動物類を養殖するもの	
		こ ん じ ゅ 類 養 殖	漁業権漁業	主としてこんじゅ類を養殖するもの	こんじゅ養殖
		わ か め 類 養 殖	漁業権漁業	主としてわかめ類を養殖するもの	
		の り 類 養 殖	漁業権漁業	主としてのり類を養殖するもの	
		そ の 他 の 海 藻 類 養 殖	漁業権漁業	主として前記以外の海藻類を養殖するもの	
		真 珠 養 殖	漁業権漁業	海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの	
		真 珠 母 貝 養 殖	漁業権漁業	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの	